

総務省行政相談センター

きくみみ 秋田

令和6年7月25日からの大雨による被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）

秋田県内における令和6年7月25日からの大雨による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

秋田行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお問い合わせや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付：平日 8：30～17：15

上記時間帯以外は留守番電話対応となります

行政相談専用ダイヤル 0570-090-110

- 来所による相談受付：平日 8：30～17：15

住所：秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階

秋田行政監視行政相談センター きくみみ秋田

- インターネットによる相談受付

URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- FAXによる相談受付

018-824-1427



きくみみ秋田



総務省行政相談センター

総務省 秋田行政監視行政相談センター

〒010-0951

秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階

電話：018-824-1426

FAX：018-824-1427

ご注意

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和6年8月8日時点の情報で作成しております。各機関等における支援策等については随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、秋田行政監視行政相談センターホームページ(下記URL参照)の「【特設情報】〈令和6年7月25日からの大雨災害に関する生活支援の情報〉」に掲載しております。

URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/akita/akita.html>

- 2 災害救助法適用市町村（6市2町2村）

横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、美郷町、羽後町、上小阿仁村、東成瀬村

目 次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 4)
- 2 災害ごみ (P. 5)
- 3 被災住宅の応急修理等 (P. 5)
- 4 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 6)



役所の手続きのこと

- 10 国税の特別措置 (P. 10)
- 11 県税の特別措置 (P. 11)
- 12 市町村税の特別措置 (P. 12)
- 13 公共料金の減免措置等 (P. 12)
- 14 自動車に被害を受けた場合 (P. 13)



医療・健康のこと

- 17 医療機関の受診、介護保険サービス・障害福祉サービスの利用 (P. 14)
- 18 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 14)



事業者の方へ

- 20 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 16)
- 21 農林漁業関係の災害復興の融資、農業者を対象とした相談窓口 (P. 16)



お金のこと

- 5 災害り災者見舞い金等の支給 (P. 7)
- 6 災害援護資金の貸付 (P. 8)
- 7 生活福祉資金の貸付 (P. 8)
- 8 母子、父子、寡婦福祉資金貸付制度 (P. 9)
- 9 住宅の建設、補修等の融資 (P. 10)



民間の手続きのこと

- 15 損害保険 (P. 13)
- 16 法律相談等の窓口 (P. 14)



教育のこと

- 19 JASSO等の奨学金の緊急採用、返還期限猶予、支援金の受付 (P. 15)



そのほかの情報

- 22 消費生活相談 (P. 18)
- 23 市町村連絡先一覧 (P. 18)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 市町村によっては、自動車や家財などの動産が災害による被害を受けたことの証明として「被災証明書」の発行も行っています。
- ◆ 申請方法
 - ・ 電話または郵送での申請
 - ・ 受付窓口での申請
- ◆ 手続に必要なもの
 - ・ り災証明書交付申請書
 - ・ 被害状況が判断できる写真
 - ・ 修繕に関係する見積書、領収書
 - ・ 所有者・占有者以外の方が申請する場合には委任状
- ◆ 詳しくは以下の市町村窓口にお問い合わせください。

市町村	申請窓口	電話番号等
北秋田市	総務部税務課危機管理係	0186-62-6602
上小阿仁村	住民福祉課	0186-77-2222
三種町	町民生活課	0185-85-4823
	山本支所	0185-83-2111
	琴丘支所	0185-87-2111
由利本荘市	総務部税務課	0184-24-6305
	矢島総合支所市民サービス課	0184-55-4951
	岩城総合支所市民サービス課	0184-73-2011
	由利総合支所市民サービス課	0184-53-2112
	大内総合支所市民サービス課	0184-65-2212
	東由利総合支所市民サービス課	0184-69-2110
	西目総合支所市民サービス課	0184-33-6410
鳥海総合支所市民サービス課	0184-57-2201	

にかほ市	仁賀保庁舎市民課市民サービス班	0184-32-3030
	金浦庁舎金浦市民サービスセンター	0184-38-4300
	象潟庁舎税務課市民サービス班及び	0184-43-7500
	税務課	0184-43-7505
大仙市	総務部総合防災課	0187-63-1111
仙北市	総務部総合防災課	0187-43-1115
横手市	総務企画部危機対策課危機対策係	0182-35-2195
美郷町	住民生活課（環境安全班）	0187-84-4903
湯沢市	税務課固定資産税班	0183-55-8095
羽後町	税務会計課税務班	0183-62-2111
東成瀬村	総務課	0182-47-3401

2 災害ごみ

- ◆ 被災市町村では、床上・床下浸水非該当で発生した災害ごみについて、住民による処理場への持ち込みに係る処理手数料の減免や市町村による戸別収集及び仮置き場の設置を行っています。
- ◆ 詳細は、市町村の窓口（18ページ）にお問い合わせください。

3 被災住宅の応急修理等

- ◆ 住宅の応急修理制度は、災害救助法に基づき、被災された方が元の住宅に引き続き住めるよう、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理を行うものです。
- ◆ 本制度の支援に当たっては、手続の前に工事費用の支払い等をするると支援対象外となる場合がありますので、御注意ください。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口（18ページ掲載）にお問い合わせください。
- ◆ 参考：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の目安

家屋の被災程度	浸水深（浸水した箇所のもっとも浅い部分）
・全壊	・床上180cm以上
・大規模半壊	・床上180cm未満100cm以上
・中規模半壊	・床上100cm未満50cm以上
・半壊	・床上50cm未満
・一部損壊	・床下浸水

4 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 秋田県では住宅リフォーム推進事業において、被災住宅の復旧工事支援を7月31日から受け付けています。
- ◆ 詳しくは、以下の地域振興局建築課までお問い合わせください。

地域振興局	電話番号	管轄市町村
北秋田地域振興局	0186-63-2531	大館市、北秋田市、上小阿仁村
山本地域振興局	0185-52-6103	能代市、八峰町、藤里町、三種町
由利地域振興局 (兼秋田地域振興局)	018-860-3491 (秋田地域振興局にて受付)	由利本荘市、にかほ市
仙北地域振興局 (兼平鹿地域振興局、雄勝地域振興局)	0187-63-3124	大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村

<災害に便乗した悪徳商法に御注意ください！>

- ◆ 大規模災害の後には、点検商法・便乗商法などのトラブルが発生する傾向があるので御注意ください。

点検などを口実に訪問し、高額な修理等の契約を勧誘したり、「災害による被害以外の箇所であっても保険で無料修理できる」などと勧誘したりしてトラブルに巻き込まれるケースがあります。

不審な勧誘や心配なことがある場合には、消費者ホットラインや秋田県生活センターまで御相談ください。

・消費者庁 消費者ホットライン

電話番号：188（いやや！） 最寄りの消費生活相談窓口につながります

受付時間：平日 10時～12時、13時～16時

土・日、祝日は国民生活センターにつながります

・秋田県生活センター（秋田市）

電話番号：018-835-0999

受付時間：平日 9時～17時

受付時間：平日 10時～12時、13時～16時



お金のこと

5 災害り災者見舞金等の支給

◆ 秋田県災害り災者見舞金の給付

秋田県では、豪雨や洪水等の自然災害により被害を受けた世帯に対し、見舞金を給付する制度があり、以下のような給付対象及び給付額が定められています。

＜自宅を全壊、流失、半壊又は床上浸水した世帯＞

- ・自己所有家屋で現に居住の用に供している家屋の被災者世帯主
全壊、流失の場合 60万円
半壊、床上浸水の場合 20万円
- ・借家で現に居住している家屋の被災世帯主
全壊、流失の場合 20万円
半壊、床上浸水の場合 6万円

給付にあたっては、市町村が被害状況を調査し、県に報告することになっています。

- ・秋田県総務部総合防災課 被災者支援チーム
電話番号：018-860-4504

6 災害援護資金の貸付

◆ 災害救助法が適用になった災害により、住居や家財に被害を受けた場合に、市町村が一定所得以下の世帯の方に対し、貸付限度額の範囲内において、当面の生活の立て直しのための貸付を行います。

・貸付の申込ができるのは、以下の被害があった場合です。

- ① 世帯主が1ヶ月以上の負傷を負った場合
- ② 家財が3分の1以上の損害を受けた場合
- ③ 住居の半壊の被害を受けた場合
- ④ 住居が全壊の被害を受けた場合
- ⑤ 住居の全体が滅失または流出した場合

・世帯ごとの構成人数に応じた所得制限や、貸付限度額など詳しい制度の内容などは、各市町村の災害援護資金担当窓口にお問い合わせください。

市町村	担当課	電話番号
上小阿仁村	住民福祉課住民福祉班	0186-77-2222
由利本荘市	総務部危機管理課	0184-24-6238
にかほ市	総務部防災課	0184-43-7504
大仙市	総務部総合防災課	0187-63-1111
仙北市	総合防災課	0187-43-1115
横手市	市民福祉部社会福祉課	0182-35-2132
湯沢市	総務課総合防災室総合防災班	0183-55-8250
美郷町	住民生活課	0187-84-4903
羽後町	町民生活課	0183-62-2111
東成瀬村	総務課	0182-47-3401

7 生活福祉資金の貸付

- ◆ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。
- ◆ 生活福祉資金には「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要となる費用（福祉費（災害援護費））」についての貸付があります。
- ◆ 詳しくは、下記の秋田県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会（災害救助法適用地域）にお問い合わせください。

社会福祉協議会名	電話番号	郵便番号	住所等
秋田県社会福祉協議会	018-864-2711	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館
上小阿仁村社会福祉協議会	0186-77-3057	018-4421	北秋田郡上小阿仁村小沢田向川原80
由利本荘市社会福祉協議会	0184-23-5519	015-0866	由利本荘市堤脇40番地1
にかほ市社会福祉協議会	0184-32-3020	018-0402	にかほ市平沢字鳥ノ子淵47番地1

大仙市社会福祉協議会	0187-63-0277	014-0027	大仙市大曲通町1-14 (大仙市健康福祉会館3階)
仙北市社会福祉協議会	0187-52-1624	014-0347	仙北市角館町小勝田間野54-5
横手市社会福祉協議会	0182-36-5377	013-0072	横手市卸町5-10卸町ビル2階
美郷町社会福祉協議会	0187-85-2294	019-1541	美郷町土崎字上野乙6-1
湯沢市社会福祉協議会	0183-73-8696	012-0815	湯沢市古館町4-5(湯沢地区福祉サポートセンター)
羽後町社会福祉協議会	0183-62-5313	012-1103	羽後町林崎字五林坂21-1
東成瀬村社会福祉協議会	0182-47-2700	019-0801	東成瀬村田子内字仙人下11-3(保健センター内)

8 母子、父子、寡婦福祉資金貸付制度

- ◆ 母子家庭、父子家庭、寡婦の方を対象にして、大雨災害に関する住宅資金（所有する住宅の補修、保全、改築又は増築するのに必要な費用。住宅を建築又は購入するのに必要な費用。）や転宅資金（住宅の移転に際し要求される敷金、前家賃等の一時金。引っ越しに要する運送代。）の貸付制度があります。

- ◆ 詳しくは以下の福祉事務所へ御相談ください。

名称	電話番号	担当
秋田県北福祉事務所	0185-52-5105	山本福祉事務所企画福祉課兼務
秋田県南福祉事務所	0182-32-3294	企画福祉課児童。生活保護チーム
由利本荘市福祉事務所	0184-24-6316	福祉支援課保護班
にかほ市福祉事務所	0184-32-3038	福祉課保護支援班
大仙市福祉事務所	0187-63-1111	生活支援課保護班
仙北市福祉事務所	0187-43-2284	社会福祉課保護係
横手市福祉事務所	0182-35-2156	社会福祉課保護係
湯沢市福祉事務所	0183-55-8088	福祉課保護班

9 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。
- ◆ 詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

【住宅金融支援機構 お客様コールセンター】

「災害専用ダイヤル」：0120-086-353（通話料無料）

受付時間：9時～17時、土曜日・日曜日も実施

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っています。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。



役所の手続きのこと

10 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。

- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄市町村
秋田南税務署	018-832-4121	秋田市の一部
秋田北税務署	018-845-1161	秋田市の一部、男鹿市、潟上市、南秋田郡
大館税務署	0186-42-0671	大館市、鹿角市、北秋田市、鹿角郡、北秋田郡
大曲税務署	0187-62-2191	大仙市、仙北市、仙北郡
能代税務署	0185-52-6111	能代市、山本郡
本荘税務署	0184-22-2335	由利本荘市、にかほ市
湯沢税務署	0183-73-5100	湯沢市、雄勝郡
横手税務署	0182-32-6090	横手市

1 1 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車関連の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの総合県税事務所（支所）にお問い合わせください。

県税事務所	電話番号	所管地域
総合県税事務所 (秋田地域)	018-860-3332	秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
鹿角支所	0186-23-2328	鹿角市、小坂町
北秋田支所	0186-49-2211	大館市、北秋田市、上小阿仁村
山本支所	0185-52-6201	能代市、三種町、八峰町、藤里町
由利支所	0184-23-4105	由利本荘市、にかほ市
仙北支所	0187-63-5222	大仙市、仙北市、美郷町
平鹿支所	0182-32-0595	横手市
雄勝支所	0183-73-3181	湯沢市、羽後町、東成瀬村

1 2 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 半壊以上の被害を受けた家屋や使用不能となった宅地・農地等については、被害の程度に応じて、固定資産税が減免されます。
- ◆ 住宅または家財の損失額が一定規模以上あった方は、市町村民税・県民税が減免されることがあります（前年度の合計所得によって減免の割合が異なります。）。
- ◆ 被害状況に応じて、国民健康保険料・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が減免されることがあります。
- ◆ 詳細は、市町村の窓口（18ページ掲載）にお問い合わせください。

1 3 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、電話料金等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。手続方法については、各事業者へ御確認ください。

○東北電力：支払期日の延伸、不使用月の料金免除、使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除等の特別措置

【東北電力カスタマーセンター】 0120-066-774

ナビダイヤル 0570-550-220

平日：午前9時から午後5時まで

○NTT東日本：電話系サービス・電気通信サービスの基本料金等の取扱、移転工事費の取扱、利用料金支払期限の延長等

【NTT東日本 料金問合せ受付センタ】 0120-002-992

<受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日・年末年始除く)>

○NHK：放送受信料の免除に関する問合せ

【NHK秋田放送局 経営管理企画センター】

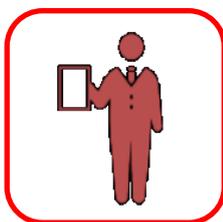
018-825-8171（平日/午前10時～午後5時）

- ◆上下水道について、基本料金、使用料金の減免や支払期限の延長等が行われる場合があります。

詳しくは、上下水道の事業者（お住まいの市町村の窓口 18ページ記載）にお問い合わせください。

1 4 自動車に被害を受けた場合

- ◆ 被災自動車の所有者に対しては、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割・自動車税取得割の減免があります。
- ◆ 詳しくは、11ページ掲載の秋田県総合県税事務所及び各支所にお問い合わせください。



民間の手続きのこと

1 5 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ・ご契約の損害保険会社
- ・そんぽADRセンター（受付時間：平日 9：15～17：00）
ナビダイヤル 0570-022-808（IP電話からは092-235-1761）

- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

- ・自然災害損保契約照会センター（受付時間：平日 9：15～17：00）
フリーダイヤル 0120-501-331
ナビダイヤル 0570-001-830（IP電話からは03-6836-1003）

16 法律相談等の窓口

- ◆ 日本司法支援センター（法テラス）では、被災された皆様が抱えている問題（住まい・不動産、金銭の借入れ、損害賠償など）について、解決に役立つ法制度や相談窓口の情報提供を行っています。

- | | | |
|--------------|---------------|-----------|
| ・法テラス秋田法律事務所 | 050-3383-5549 | 平日：9時～17時 |
| ・法テラス鹿角法律事務所 | 050-3383-1416 | 平日：9時～17時 |



医療・健康のこと

17 医療機関の受診 介護保険サービス・障害福祉サービスの利用

- ◆ 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢医療、協会けんぽに加入している場合、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を申告いただくことで、医療保険の窓口負担や医療介護保険の利用料について支払いが不要となる場合があります。
- ◆ 被災者の皆様は、保険証が提示できなくとも医療機関等を受診したり、介護サービスを利用できます。
- ◆ 詳しくは、ご加入の各保険者にお問い合わせください。

18 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ・こころの健康相談統一ダイヤル | 0570-064-556 |
| 平日 | 9時～16時、18時30分～22時 |
| 土曜日、日曜日、祝日 | 10時～16時 |



教育のこと

19 JASSO等の奨学金の緊急採用、返還期限猶予、 支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域に住する世帯の学生等で、当該の災害により家計が急変し奨学金を希望する方について、給付奨学生（家計急変採用）及び貸与奨学生（緊急採用・応急採用）の申込みを受け付けます。また、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。いずれの場合も学校窓口にご相談ください。

- ・ 給付・貸与奨学金について

在学している学校の奨学金担当窓口

- ・ 奨学金返還について

「奨学金相談センター」 0570-666-301

平日 9時～20時（年末年始（12月29日～1月3日）を除く）



事業者の方へ

20 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

- | | | |
|---------------------|--------------|----------------------|
| ・ 日本政策金融公庫 秋田支店 | 018-832-5511 | (中小企業事業) |
| | 秋田支店 | 0570-005597 (国民生活事業) |
| | 大館支店 | 0570-005626 (国民生活事業) |
| ・ 商工中金 秋田支店 | 018-833-8531 | |
| ・ 秋田県信用保証協会 | 018-863-9011 | |
| ・ 秋田商工会議所 | 018-863-4141 | |
| ・ 能代商工会議所 | 0185-52-6341 | |
| ・ 大館商工会議所 | 0186-43-3111 | |
| ・ 横手商工会議所 | 0182-32-1170 | |
| ・ 湯沢商工会議所 | 0183-73-6111 | |
| ・ 大曲商工会議所 | 0187-62-1262 | |
| ・ 秋田県商工会連合会 | 018-863-8491 | |
| ・ 秋田県中小企業団体中央会 | 018-863-8701 | |
| ・ 全国商店街振興組合連合会 | 03-3553-9300 | |
| ・ 秋田県よろず支援拠点 | 018-860-5605 | |
| ・ 中小企業基盤整備機構 東北本部 | | |
| 企業支援部 企業支援課 | 022-716-1751 | |
| ・ 東北経済産業局 産業部 中小企業課 | 022-221-4922 | |

2 1 農林漁業関係の災害復興の融資 農業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

・ 日本政策金融公庫秋田支店	018-833-8247 (農林水産事業)
	受付時間：平日 9時～17時
・ 農林中央金庫秋田支店営業第一班	018-863-6951
	受付時間：平日 9時～17時

- ◆ 秋田県では、各地域振興局農林部に設置している農業経営・就農支援センターの地域サテライト窓口で、災害発生後の被災農業者の農業経営再開に向けた相談活動を行っています。

・ 鹿角地域振興局農林部農業振興普及課	0186-23-3683
・ 北秋田地域振興局農林部農業振興普及課	0186-62-1835
・ 山本地域振興局農林部農業振興普及課	0185-52-1241
・ 秋田地域振興局農林部農業振興普及課	018-860-3413
・ 由利地域振興局農林部農業振興普及課	0184-22-8354
・ 仙北地域振興局農林部農業振興普及課	0187-63-6110
・ 平鹿地域振興局農林部農業振興普及課	0182-32-1805
・ 雄勝地域振興局農林部農業振興普及課	0183-73-5180



そのほかの情報

2 2 消費生活相談

- ◆ 消費者庁では、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内する「消費者ホットライン（188）」（全国共通）を設置しています。

2 3 市町村連絡先一覧

- ◆ 県及び県内の災害救助法が適用された各市町村の代表電話番号を掲載しています。令和6年7月25日からの大雨による災害に関してお問い合わせする際の参考にしてください。

自治体名	電話番号	郵便番号	所在地
秋田県	018-860-1111	010-8570	秋田市山王四丁目1-1
横手市	0182-35-2111	013-8601	横手市中央町8-2
湯沢市	0183-73-2111	012-8501	湯沢市佐竹町1-1
由利本荘市	0184-24-3321	015-8501	由利本荘市尾崎17
大仙市	0187-63-1111	014-8601	大仙市大曲花園町1-1
にかほ市	0184-43-3200	018-0192	にかほ市象潟町字浜ノ田1
仙北市	0187-43-1111	014-1298	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30
美郷町	0187-84-1111	019-1541	仙北郡美郷町土崎上野乙170-10
羽後町	0183-62-2111	012-1131	雄勝郡羽後町西馬音内字中野177
上小阿仁村	0186-77-2221	018-4494	北秋田郡上小阿仁村小沢田 字向川原118
東成瀬村	0182-47-3401	019-0801	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 30-1